

○飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱

平成24年3月13日

飯塚市告示第66号

改正 H25-109、H25-242、H26-186、H27-106、H28-120、H29-90、H31-109、R4-135、
R5-153、R6-120

(設置)

第1条 本市における部落差別問題をはじめさまざまな不当な差別を解消し、人権尊重社会の実現を目指す施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)の趣旨に基づき、飯塚市人権教育・啓発推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(H31-109一改)

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に係る計画に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に係る施策について関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、協議会設置の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成団体から推薦された者をもって組織する。

2 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、市長をもって充てる。

4 副会長は、委員の互選によって定める。

(職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、その事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(常任委員会)

第7条 協議会の運営について、必要な事項を処理するため、あらかじめ第2条各号の所掌事務について、具体的に調査及び研究を行うため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、別表第2に掲げる構成団体から推薦された者をもって組織する。

3 常任委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

4 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を市民協働部人権・同和政策課に置き、事務局長を市民協働部人権・同和政策課長とする。

(H29-90一改)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月18日 告示第109号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月26日 告示第242号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年5月22日 告示第186号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日 告示第106号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月12日 告示第120号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 告示第90号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日 告示第109号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月20日 告示第135号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年5月9日 告示第153号)

この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年4月19日 告示第120号)

この告示は告示の日から施行し、改正後の飯塚市人権教育・啓発推進協議会設置要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

(H25-242、H26-186一改)

| 構成団体 | 推薦人数 |
|---------------------------|------|
| 飯塚市 | 1名 |
| 飯塚市教育委員会 | 1名 |
| 部落解放同盟飯塚市協議会 | 1名 |
| 福岡県教職員組合嘉飯山支部 | 1名 |
| 福岡県高等学校教職員組合嘉飯山支部 | 1名 |
| 飯塚市自治会連合会 | 1名 |
| 飯塚市社会福祉協議会 | 1名 |
| 飯塚市民生委員児童委員協議会 | 1名 |
| 特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会 | 1名 |
| 飯塚市老人クラブ連合会 | 1名 |
| 飯塚市小中学校PTA連合会 | 1名 |
| 飯塚市保育協会 | 1名 |
| 飯塚・田川・嘉麻私立幼稚園連盟 | 1名 |
| 飯塚商工会議所 | 1名 |
| 飯塚医師会 | 1名 |
| 飯塚歯科医師会 | 1名 |
| 飯塚人権擁護委員協議会 | 1名 |
| いづか男女共同参画推進ネットワーク | 1名 |
| 飯塚市婦人会 | 1名 |
| 特定非営利活動法人人権ネットいづか | 1名 |
| 自治労飯塚市職員労働組合 | 1名 |
| 嘉飯地区公立高等学校校長会 | 1名 |
| 嘉飯山地区高等学校人権・同和教育研究協議会 | 1名 |
| 嘉飯桂地区企業内同和問題推進協議会 | 1名 |
| 飯塚市人権・同和教育研究協議会 | 1名 |
| 嘉飯桂地区企業人権・同和教育啓発関係行政推進協議会 | 1名 |

別表第2(第7条関係)

(H25-109、H27-106、H28-120、H29-90、R4-135、R5-153、R6-120一改)

| 構成団体 | | 推薦人数 |
|---|----------------|--------------|
| 飯塚市 | 市民協働部男女共同参画推進課 | 1名 |
| | 総務部人事課 | 1名 |
| | 市民協働部まちづくり推進課 | 1名 |
| | 市民協働部市民活動支援課 | 1名 |
| | こども未来部こども家庭課 | 1名 |
| | こども未来部保育課 | 1名 |
| | 福祉部高齢者支援課 | 1名 |
| | 福祉部社会・障がい者福祉課 | 1名 |
| 飯塚市教育 委員会 | 教育部学校教育課 | 1名 |
| | 教育部生涯学習課 | 1名 |
| 別表第1に掲げる構成団体(飯塚市及び飯塚市教育委員会を除く。)のうち協議会で常任委員会の構成団体となることと決定した団体(6団体以内) | | 1団体につき 1名 |